議案第50号

岩倉市印鑑条例の一部改正について

岩倉市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市印鑑条例の一部を改正する条例

岩倉市印鑑条例(昭和50年岩倉市条例第20号)の一部を次のように 改正する。

第12条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「限る。)」を「限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)」に、「に自ら暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。)を入力する」を「を利用する」に改める。

附則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。ただし、「利用者証明 用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める 部分は、公布の日から施行する。